平成２８年（フ）第２２４号
群馬県伊勢崎市連取町1534番地１　エルダーハイム104
債務者　杉山　璃菜
１　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２５号
群馬県伊勢崎市下植木町772番地59　ドリームハウス下植木Ｂ102
債務者　山根　邦夫
１　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２６号
群馬県前橋市大前田町1805番地５
債務者　轟木　正夫
１　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３０号
群馬県伊勢崎市中町765番地５
債務者　根岸　博史
１　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７４号
群馬県高崎市吉井町上奥平1742番地１
債務者　金井　伸好
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２６０号
静岡県伊豆の国市原木447番地の１
債務者　池田　将成（旧姓塩谷）
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７９７号
京都府向日市寺戸町久々相８番地の２　パレＨＳＰ　403号
債務者　嶋本　賢次
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８２４号
京都市伏見区深草泓ノ壺町９番地２　アビターレ深草111号室
債務者　磯部　容志
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８２７号
京都市上京区七本松通下長者町下る三番町261番地　ヒカハイム七本松306号
債務者　尾崎　吉哉
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４０３号
大阪府高石市綾園６丁目22番28号
債務者　深澤　育代
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５００号
堺市南区原山台３丁１番３－706号
債務者　原　　圭二
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５４２号
大阪府大阪狭山市茱萸木４丁目88番地の342　301号、住民票上の住所大阪府富田林市富田林町27番32号－301
債務者　山口　一英
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
静岡県藤枝市駿河台１丁目３番２－305号　県営駿河台団地２棟305号、旧住所静岡市駿河区下川原２丁目２番11号　アイムス青山202号室
債務者　天上　尚子
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８７号
静岡市葵区西瀬名町17番Ｋ３－127号
債務者　鈴木　庸介
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４９号
岡山市中区穝東町１丁目14番17号グリーンハウス201、旧住所香川県丸亀市福島町９番地17ステーションハイツ503号
債務者　東原　智恵（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７７号
岡山市中区兼基340番地セシーズ兼基Ａ－202
債務者　赤木　信一
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部